



16文科高第143号
平成16年5月26日

国立大学法人東京芸術大学長 殿

文部科学大臣

河村 建夫



国立大学法人東京芸術大学の達成すべき業務運営
に関する目標（中期目標）について

平成16年4月20日付け16芸術総第204-1号をもって中期目標についての意見（中期目標原案）提出のあった標記の件につき、別添のとおり定めたので、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第1項の規定に基づき、貴法人に提示します。

国立大学法人東京芸術大学の達成すべき

業務運営に関する目標（中期目標）

国立大学法人東京芸術大学中期目標

(前文)大学の基本的な目標

東京芸術大学は、唯一の国立総合芸術大学として百年以上に亘り世界的な芸術家を輩出し、我国の芸術の指導的役割を果たしてきた。こうした伝統や遺産を継承しつつ、創立以来の自由と創造の精神を発展させ、優れた芸術家、研究者、教育者を養成することを目標とする。

東京芸術大学は、芸術文化立国・日本の核として芸術文化の教育研究を多方面から行いつつ日本の芸術文化の独自性を深めるとともに、多様な世界の芸術文化と交流しあう国際的な拠点づくりを実現する。

東京芸術大学は、大学院教育の充実・拡充に焦点をあて大学の組織を整備し、芸術表現の新たな研究領域や分野に積極的に取り組み、映像・演劇・舞踊・メディア芸術などについても積極的に対応し、芸術を広く時代に開いていく表現者、研究者の育成普及をめざす。

東京芸術大学は、情感の豊さや精神の深さを育む芸術環境の重要性を認識し、社会における芸術の必要性を発信するとともに、抽象的に語られやすい芸術の特異性を科学的な視点から明確化し、その普遍性を具体的な形で社会に位置づけていくことをめざす。

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間

2 教育研究上の基本組織

東京芸術大学は、教育研究上の基本組織として別表に記載する学部、研究科（美術学部、音楽学部、大学院美術研究科及び大学院音楽研究科）を置き、大学の基本的な目標及び中期目標の達成に努める。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

1. 大学の目標の実現をめざし、現代社会における芸術の創作拠点として、独創性、国際性豊かな芸術家を育成する。さらに、芸術研究者、教育者、文化財専門家、芸術文化拠点の運営者、芸術文化政策の立案者など、芸術の関連分野の専門家を育成する。
2. 修士課程において、芸術文化に関する高度専門職業人養成機能の拡充をめざすとともに、博士後期課程においては、教育研究の充実を図り、学位授与の促進を図る。

(2) 教育内容等に関する目標

1. 各学部・各学科において明確なアドミッション・ポリシーを策定し、それに応じた学生受入れを実施する。
2. 実技教育による伝統継承と新しい芸術の創造という本学の目標をより高度に実現するため、弾力性に富んだ教育課程の再編成を行う。
3. 個々の学生の特性と志向を明確に把握し、その個性に応じた教育環境を整え、専門教育の深化と充実を図る。
4. 成績評価について信頼性、客観性を高める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

1. 本学の目標である伝統継承並びに新しい芸術の創造それぞれの、教育課程・授業科目の特性に即した教員を配置する。
2. 学生の自主性、創造性を引き出す教育環境を整備する。
3. 多様な芸術・学術情報源へのアクセスを可能とする環境を整備する。
4. 教育の質を改善するための、全学的なシステムを構築する。

(4) 学生への支援に関する目標

1. 学習に関する環境や相談体制を整備する。
2. 学生の生活面における支援を充実させる。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

1. 教員個人から学部・学科を超えた分野横断的な研究活動、国際的な研究活動を通して、独創性と発展性に富む芸術表現活動を実現し、伝統の継承・新しい芸術の創造における世界的な研究拠点形成を目指す。
2. 国内外における芸術文化振興、社会貢献の拠点としての活動を促進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

1. 個人研究、共同研究、各種プロジェクト等、研究内容に即した研究実施体制・研究環境の整備を図る。
2. 芸術創造に関する研究体制の多様化を促進し、研究の高度化、重点化を目指す。
3. 知的、美的資産の創出・取得・管理・活用に関する具体的な方策を検討する。
4. 研究活動の状況・問題点を把握し、研究の質の向上を図るシステムを機能させるとともに、研究活動を評価し、成果をフィードバックする具体的なシステムを考案する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

1. 芸術大学としての特色を生かした、教育面・研究面での社会貢献、国際交流を促進する。

(2) 附属病院に関する目標

記載事項なし

(3) 附属学校に関する目標

1. 教育基本方針

- 1) 将来の優れた演奏家や作曲家を育てるべく、専門実技などの音楽専門科目の早期教育を行い、音楽理論・音楽史などの音楽科目とともに、普通科目の教育や特別教育活動を通して、高い教養と、魅力的な人間性の涵養に努める。
- 2) 学校運営について、学外からの意見を積極的に活用し、柔軟かつ機動的な意思決定を可能とする仕組みを取入れるように努める。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

1. 本学の目標に即した教育研究，社会貢献を実現するための戦略の確立とその効果的かつ迅速な執行を図るための体制を整える。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

1. 芸術文化伝統の継承発展と新しい芸術文化創造という本学の目標に即した教育研究組織の改革を進める。

3 人事の適正化に関する目標

1. 非公務員型を生かした，柔軟で多様な人事システムの構築を検討し，戦略的かつ効果的な人的資源の活用を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

1. 新しい運営体制に対応した企画・支援体制の充実を図るとともに，事務処理体制の見直しを行い，集約化できる業務を整理し効率化，合理化を図る。

財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

1. 自己収入の増加を促進するための体制を整備する。

2 経費の抑制に関する目標

1. 経費節減を図り，効率的・合理的な予算執行を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

1. 資産の効率的・効果的な運用を推進する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

1. 点検評価内容，方法及び体制の見直し，充実を図る。

2 情報公開等の推進に関する目標

1. 学内情報の公開や開示請求などへの対応に関して基本方針を見直し，積極的な情報提供を図る。

その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

1. 教育研究に必要な設備・施設の充実を図る。
 - ・日本で唯一の国立の芸術大学としてふさわしい機能と環境の再構築を目指す。
 - ・既存施設の有効活用並びに百年建築の整備に最大限配慮した計画の着実に実施する。
 - ・施設の点検・評価に関する調査とこれを踏まえた共用スペース等の活用を促進

する。

- ・施設総合マネジメント体制及びルールを整備する。

2 安全管理に関する目標

- 1 . 安全と環境等に配慮したキャンパスの整備を行う。

別表（学部、研究科等）

学 部	美術学部 音楽学部
--------	--------------

研 究 科	美術研究科 音楽研究科
-------------	----------------